公益社団法人
とっとり被害者支援センター
Tottori Victim Support Center
鳥取県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

とっとり被害者支援センターだより（令和３年２月発行）
発行：公益社団法人 とっとり被害者支援センター
〒680-0022　鳥取県鳥取市西町1丁目401　鳥取県庁西町分庁舎2階
□TEL&FAX　0857-20-0330（事務局）　□相談専用電話：0120－43－0874
□ホームページ　http://www.t-higaisha.jp/　□E-mail　t-higaisha@voice.ocn.ne.jp

センターだより

2021 Feb.
vol.24

年頭のごあいさつ

公益社団法人　とっとり被害者支援センター　理事長　佐　野　泰　弘

明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては、平素より、当センターの業務全般に亘りまして深いご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

犯罪被害者は、同じ社会の一員である加害者の行為によって犯罪被害をもたらされ、これにより日常生活が奪われ、人権を踏みにじられ深く傷つき、社会への信頼を根底から揺るがされることになります。犯罪そのものによる直接の被害だけでなく、その後に発生する二次被害に苦しめられることも多いのが実情です。欧米先進国では、犯罪被害者への支援の充実度は、その国の文化のレベルと社会の成熟度を示すと言われているように、犯罪被害者の支援は、人権が侵害された被害者に対する支援であり、社会全体でその必要性を理解して、提供していくことが求められるものです。

我が国でも平成17年４月に犯罪被害者等基本法が施行され、同法に基づきこれまでに３つの犯罪被害者等基本計画が策定され、様々な施策が実施されてきました。本年４月からは、第４次犯罪被害者等基本計画案に基づく取り組みが展開されます。このように、我が国においても、着実に犯罪被害者への支援の充実が図られてきました。

しかしながら、犯罪被害者の皆様に対する支援のニーズは多岐にわたり、法制度の整備だけで直ちに十分な支援が実現できるわけではありません。犯罪被害者の置かれている状況を理解し、必要とされる支援を提供できる資源と担い手を十分に確保することと、犯罪被害に遭った際に支援を受けられることを市民の皆様に十分に周知し、実際の支援につなげていくことが何よりも重要です。これらは、当センターの使命そのものでもあります。昨年春以降、新型コロナウイルス感染症の拡大によって日常生活に大きな変化を強いられる状況が続いており、当センターにおきましても、支援ボランティア養成のための研修や命の大切さを学ぶ教室を実施できなくなる等の影響が生じました。本年は、十分な感染症対策を講じたうえで、知恵を絞って様々な工夫を凝らし、当センターの認知度の向上と、犯罪被害者の皆様への充実した支援の提供のために、粘り強く取り組む所存です。本年も、関係機関の皆様としっかりと連携して支援活動を展開していきたいと考えますので、引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、皆様方におかれまして、本年がご多幸な良き年になりますように祈念申し上げて、年頭のごあいさつとさせていただきます。

年頭のごあいさつ

鳥取県警察本部長　津　田　隆　好

明けましておめでとうございます。

とっとり被害者支援センター、そして関係者の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から犯罪被害に遭われた方々やそのご遺族等からの相談対応、司法・行政及び医療機関への付添い支援、被害者等に寄り添った支援活動などにご尽力されていることに対し、改めて心から敬意を表しますとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、県内の治安情勢につきましては、刑法犯の認知件数、交通事故件数ともに減少傾向にありますが、被害者やそのご家族、ご遺族が支援を必要とする事件や事故は後を絶ちません。また、全国に目を向けますと、幼い子供が犠牲となる痛ましい事件や悪質な交通事故等が次々と発生しており、被害者支援の必要性は、一層高まっている状況にあります。警察本部長として、犯罪被害者ご遺族の方々にお目にかかってお話を伺う機会をいただき、改めて、犯罪被害がその後の生活に及ぼす影響の大きさと、中長期にわたる途切れのない支援の必要性を実感しているところでございます。そのような中、県警察では、鳥取県警察犯罪被害者支援基本計画に基づき、各種制度や相談窓口の説明の充実、カウンセリング費用等の公費支出制度の拡充、犯罪被害給付制度の適切な運用等、被害者等の立場に立った支援活動を推進しております。

さらに、犯罪被害者週間等あらゆる機会を捉え、とっとり被害者支援センターと協力し、同センターの認知度の向上及び被害者支援についての県民の理解を深めるための各種広報啓発活動を、今まで以上に推進してまいります。

被害者の方々が必要とする支援は、捜査や公判での付添い支援、日々の生活を行うための福祉や経済的支援、精神面での医療支援に関することなど多岐にわたっています。また、それぞれの被害者の皆様が置かれている状況も異なることから、それぞれのニーズに沿った支援を行っていくことが肝要です。そのためには、県警察はもとより、とっとり被害者支援センター、国、自治体、関係機関や団体等との連携と県民の皆様のご理解、ご協力の下、社会が一体となって支援の輪を広げていかなければなりません。

県警察といたしましても、今年の運営指針を「県民の期待にこたえる警察　安全で安心な鳥取県をめざして」と定めるとともに、重点的に取り組む推進項目として「県民の安全に資する広報と犯罪被害者等に対する支援の推進」を掲げているところであり、警察職員一人ひとりが被害者への共感の心をもち、被害者に寄り添いながら、きめ細かな支援を途切れることなく推進し、求められる役割を着実に果たしてまいりたいと思っております。

結びに、とっとり被害者支援センターの更なるご活躍により、被害者の方々を思いやり、支えていく気運が社会全体にわたって更に高揚することを心より祈念し、私の挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

鳥取県生活環境部長　池　上　祥　子

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、日頃から犯罪被害者支援に御尽力いただき、心より感謝申し上げます。

世界中に新型コロナウイルスが広がった昨春には、感染拡大を背景に外出自粛や休業が行われる中にあって、ドメスティックバイオレンスや児童虐待の深刻化などの問題が全国的に生じました。さらに、昨年末には日本においても感染が急拡大し、ここ鳥取でも感染が急増しました。このように、向き合うべき困難な課題は続いていますが、鳥取県らしい温かい絆でともに乗り越えていきたいと考えています。

さて、本県では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族等の支援体制を強化するため、昨年３月に鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例を改正し、被害者等支援に係る県や支援団体等の責務などについて明記しました。そして、被害者等が日常生活や社会生活を早期に取り戻すことができるよう住民に身近な市町村における支援充実に向けて、市町村との話し合いを行ってきたところ、現在、北栄町では山陰地方で初となる犯罪被害者等支援条例制定の検討が進められており、いくつかの自治体でもそうした動きが始まっています。条例の制定は、被害者等の生活や権利を守り地域で支えていくという自治体の意思を明らかにするとともに、地域住民の理解を深め、被害者等に寄り添い支えあう社会づくりに向けた機運を醸成するといった点で大きな意義があるものと考えております。

また、被害の回復は、本来、加害者が行うのが原則ですが、加害者が不明または判明しても無資力であるといった理由により、損害賠償を受けられない事例も多くあります。このため、国の犯罪被害者等給付金制度が設けられているところですが、全国的には、この給付金が支給されるまでの間の経済的負担を軽減できるよう見舞金制度を導入している自治体もあります。県内市町村においても制度創設に向けた動きもあることから、県は市町村と連携して支援を行うことを検討しているところです。

今後も、被害者支援センターをはじめ、国・市町村・関係機関・団体等と連携強化を図りながら、被害に遭われた方々やそのご家族・ご遺族が必要とされる支援を各地域で切れ目なく提供できるよう着実に推進したいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、令和３年が、被害者等に対する県民の理解が深まり、支援の輪がさらに拡がっていく年となることを祈念いたしまして、年始のご挨拶とさせていただきます。

TOPICS

「被害者支援を考える公開講座」の開催 ～ リモート講演

令和２年９月28日（月）、倉吉未来中心セミナールーム（倉吉市駄経寺町）において、新型コロナウイルス感染防止のためリモートによる「被害者支援を考える公開講座」を開催しました。

近年、全国の自治体で犯罪被害者等支援に特化した条例の制定が進んでいます。

鳥取県では、昨年４月に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」が改正され、犯罪被害者等の支援体制が強化されるとともに、本条例に基づく推進計画に「犯罪被害者等支援編」を設け、被害者支援の基本方針が定められたものの、市町村単位での支援条令はまだ制定されていません。

国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、日本のどこで事件や事故に遭っても等しく適切な支援を受けることができるよう、本県においても、支援条例の早期の制定が望まれるところです。

そのため、支援条例の必要性について理解を深め、条例制定に向けた動きが活発化することを目的に、市町村や関係機関・団体の関係者約30名に参加をいただき開催しました。

講座は、大分県で県と全ての市町村の支援条例制定に取り組まれた、犯罪被害者ご遺族の佐藤悦子様と公益社団法人大分被害者支援センター犯罪被害相談員の藤澤由美子様に大分県からリモートで講演していただきました。

佐藤様には、「被害者遺族の声」と題して、2003年11月、次男様を飲酒運転ひき逃げ事故で亡くされ、ご遺族の立場から大分県での支援条例の必要性を強く訴えてこられたご経験を紹介していただきました。

藤澤様には、「犯罪被害者等支援条例の必要性について」と題して、被害後に必要とされる支援や支援条例制定の効果・課題について紹介していただきました。

リモートでの講演は初めてでしたが、リモートならではの集中できる環境となり、質疑応答も気軽にでき、参加者からは、「リモートでも違和感はなく、充実した内容であった」「条例制定に向けて努力、協力していきたいと思った」などの感想が寄せられ有意義な講座となりました。

〈参考〉 大分県の条例内容とその効果について（藤澤講師の内容から抜粋）

- 県と県内全市町村（18）で犯罪被害者支援条令を制定している。
- 犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族へ一時金として30万円の遺族見舞金、犯罪行為により負傷または疾病を負われ1ヶ月以上の治療が必要な被害者に重傷病見舞金10万円を支給。
- 支援ノートを作成し、負担の軽減と円滑な支援を図っている。
- 各市町村が被害者支援の総合窓口を確立し、職員全般に「被害者支援」の意識が広がりつつある。
- 市町村との顔の見える関係作りが強化され、他機関連携がスムーズに行える体制作りができた。

鳥取県内の条例に関する現状について

県では、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を令和２年４月１日に改正し、犯罪被害者等支援団体の責務、同団体に対する県の支援を明記し、犯罪被害者等の支援体制を強化することとした。あわせて、鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画を策定し、「犯罪被害者等支援編」を設け、損害回復・経済支援等新たな基本方針を設定し、犯罪被害者等支援の重点化を図ることとした。

市町村では、防犯に関する生活安全条例はあるものの、犯罪被害者支援に関する条例を制定しているところはない。

しかし、市町村の中では独自に条例制定に向けての動きをしている自治体が出てきており、新年度に向けて今後の取組みが期待される。

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催

11月27日（金）、倉吉未来中心大ホールにおいて「鳥取県被害者支援フォーラム」を開催しました。今回は鳥取県性暴力被害者支援協議会（クローバーとっとり）と合同で開催し、人数制限を行うなど新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して実施しました。

初めに、佐野とっとり被害者支援センター理事長、続いて津田鳥取県警察本部長にご挨拶をしていただいた後、表彰式を行い、佐野理事長が、長年にわたり犯罪被害者支援活動に功労のあった方に功労者表彰を授与しました。支援活動員として長年従事されている3名の支援活動員が受賞されました。おめでとうございました。

引き続き、性暴力への理解と関心を深めてもらうために性暴力被害者支援をテーマに講演会を行いました。

講師は、一般社団法人Spring代表理事で、父親から性暴力を受けたサバイバー（サバイバーの意味：被害から生き抜いた人）の山本潤様をお迎えし、「性暴力の被害者も加害者も生まないために～今、私たちにできること～」と題して講演していただきました。

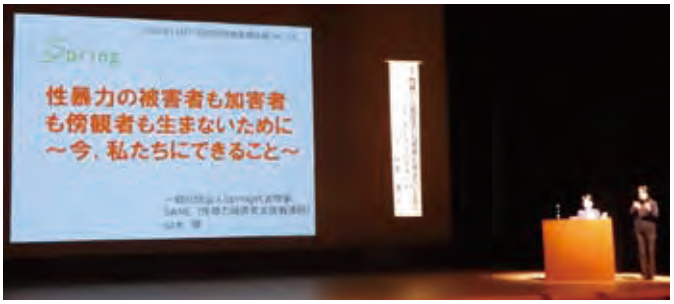

看護師・保健師の資格を持つ山本様は自らの体験から刑法性犯罪改正に取り組まれ、性暴力の実態、性差別社会とレイプ神話、被害の影響、性暴力をなくすために私たちができること等を丁寧にお話しされました。その上で、誰もが、加害者、傍観者を出さないために性暴力の被害の深刻さ、問題の大きさを理解してほしいと訴えられました。

参加者からは、「相談されたら本人を肯定し、寄り添いたい。傍観者には絶対ならない」「貴重な講演で視野が広がった。今後に生かしていきたい」「性暴力を生まないために自分にできることをしていきたい」などといった感想が多く寄せられました。

講演の後は鳥取県警察音楽隊の演奏会を行いました。

話題曲や懐かしい曲、隊員の「いのちの歌」の独唱などに触れ、心を和ませるひと時となりフォーラムは終了しました。

「ひまわりの絆プロジェクト鳥取」～「ひまわりの種」の配布

このプロジェクトは、京都府警察が、平成23年に京都府内において交通事故で亡くなった男の子（当時4歳）のご遺族から、生前男の子が大切に育てていたひまわりの種を引き継ぎ、その種を育てて、ひまわりを開花させることで、命の大切さを学び、被害者支援への理解を深めることを目的に行っている活動です。

この活動は、京都府内だけでなく全国各地に広まり、鳥取県警察も種を譲り受け、昨年の夏には各警察署やとっとり被害者支援センターボランティアの庭などで大輪の花を咲かせ、多くの種を収穫しました。

この種は、ひまわりとともに命の大切さ、被害者支援の輪が広がっていくことを願い、「鳥取県被害者支援フォーラム」の参加者に配布しました。

「クローバーとっとり」と合同展示会開催

とっとり被害者支援センターと鳥取県性暴力被害者支援協議会（クローバーとっとり）は合同で11月17日から27日の間、倉吉未来中心アトリウムにおいて、鳥取県被害者支援フォーラムのPRも兼ね、支援活動を紹介するパネルの展示、犯罪被害者自助グループなごみの会の手作りパネルによる「いのちのパネル展」を行いました。

また、クローバーとっとりは、「女性に対する暴力防止期間」の取組みの一つとして、一般社団法人Springが展開しているOneVoiceキャンペーンを行いました。

街頭広報活動

11月17日（火）、倉吉市内の新あじそう（株）パープル店とパープルタウンの出入口付近において、センター役員・ボランティア、県、警察職員と合同で犯罪被害者週間と鳥取県被害者支援フォーラム開催PRのためにチラシ等を利用客に配布し広報しました。

「命の大切さを学ぶ教室」の開催

犯罪被害者ご遺族などの講演を通じて、学校の生徒に対し命の大切さや家族への感謝の気持ちなどを学ぶ機会として「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。

人権教育の一環として定期的に開催する学校も広がってきていますが、本年度は新型コロナウイルスの影響により、中学校で１回、高等学校で２回の開催です。

実施校と講師は次のとおりです。

年　月　日	実施校	講　師
令和２年10月14日	鳥　取　県　立　日　野　高　等　学　校	市原千代子 様
令和２年11月11日	クラーク記念国際高等学校連携校鳥取キャンパス	高松由美子 様
令和２年11月16日	湯　梨　浜　町　立　湯　梨　浜　中　学　校	一井　彩子 様

性暴力被害者支援センターとっとり

クローバーとっとり

クローバーとっとりは、医療機関をはじめ、弁護士会、臨床心理士会、鳥取県などの関係機関・団体が協力して、性暴力被害にあわれた方が安心して心身の回復を図っていただけるよう、被害直後からの支援を行っています。

レイプ（強制性交など）、強制わいせつに限らず、身体的接触、セクハラや露出、のぞき、盗撮など、相手がよく知った人でも、知らない人でも、たとえパートナーであっても、いつどんな場所でおこったとしても、あなたが望まない性的な行為はすべて性暴力です。

「“性暴力被害”から子どもを守るために」パンフレット作成!!

内閣府調査では、男女を問わず約20人に1人が無理やりに性交等された経験があると回答しています。鳥取県でも全国と同程度被害は起こっています。都会だけの話ではありません。

性暴力被害にあわれた方の約4分の1は、18才未満の子どもです。

子どもの性暴力被害は、まわりの大人が早期発見し適切に対応することが重要です。そこで、パンフレットを作成し、県内の幼稚園から高校までの教職員、児童福祉施設の職員の皆様に配布しました。

このパンフレットでは、子どもの性暴力被害の現状と、性暴力被害の早期発見・適切な対応のために大人ができることを紹介しています。

＊こちらから
ダウンロードいただけます→

子どもと大人が“性について”楽しく学ぶ「“からだ”と“こころ”のいきいきタイム」開催

1月23日(土)、鳥取市立中央図書館において「“からだ”と“こころ”のいきいきタイム」を開催しました。誰もが性暴力の被害者、加害者、傍観者とならない社会を築くためには幼少期からの性教育が必須です。そこで、性について楽しく学ぶ絵本の読み聞かせや助産師さんを交えての座談会を通して、子どもと大人が一緒に学ぶとともに、サンドアートによる癒しの時間を作り、子どもも大人も体と心を大切にすることを体感する機会としました。

「大切なことだけどどう伝えたらいいんだろう?」と悩んでいる大人も多いのではないでしょうか?このイベントが、日々の暮らしの中で子どもと大人が一緒に話ができたり、何かあったときに相談できたりする1つのきっかけになったらと思います。

相談無料　秘密厳守《 性暴力被害者支援センターとっとり　クローバーとっとり 》

相談フリーダイヤル **0120-946-328**
《県内専用フリーアクセス》

相談日時 10:00～16:00 月～金
18:00～20:00 月 水 金

- 相談は匿名することができます。
- あなたの秘密はかならず守ります。
- 性別、年齢にかかわらず、どなたからのご相談もおうけします。

お問い合わせ

性暴力被害者支援センターとっとり 事務局（とっとり被害者支援センター内）
☎ 0857-32-8211（平日9：30 ～ 17：00）
✉ jimukyoku@sar-tottori.org　HP https://clover-tori.jp/

支援活動員（被害者支援ボランティア）の募集及び研修について

昨年、支援活動員13期生の募集を行いましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、採用講座を来年度に延期しました。

改めて、来年度に向けて支援活動員を募集します。

関心のある方はホームページをご覧いただくか事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ
TEL 0857-20-0330（10：00～16：00の間）
E-mail　t-higisha@voice.ocn.ne.jp

また、支援活動員の継続研修会についても中止や縮小となるなどの影響を受けていますが、これを補完するため、電話相談の待機時間を利用し、被害者支援に関するＤＶＤ教材とテキストから学ぶ、自主学習に取り組んでいます。

支援活動員からは、「自分のペースで基礎知識を繰り返し学ぶことができる」と好評です。

Website Renewal

ホームページをリニューアルしました！

センター設立時から開設していたホームページを新しくしました。

スマートフォン等のマルチデバイスで閲覧できるように、見やすく、より利用しやすいホームページを目指しました。ご利用ください。

活動資金のための取り組み紹介

鳥取県共同募金会による つかいみちを選べる募金の取組

運動期間／令和３年１月～３月

当センターの活動は、主に会費及び寄付金で運用されており、一層充実した支援活動を行うためには皆様からの温かいご支援とご協力が必要なため、鳥取県共同募金会が行っている「つかいみちを選べる募金」に取り組んでいます。

本年も、令和3年1月から3月末日までの間を運動期間として実施されますので、ご協力をお願いいたします。

集まった募金は、鳥取県被害者支援フォーラムや命の大切さを学ぶ教室などの広報啓発活動に活用させていただきます。

募金は、ゆうちょ銀行・郵便局に専用の払込取扱票で振り込んでいただくこととなっていますので、用紙が必要な方は事務局にご連絡ください。ご協力をお願いいたします。

「幸せの黄色いレシート」キャンペーンの参加

イオン鳥取北店

毎月11日、店内にボランティア団体の名前と活動内容が書かれた投函箱が設置され、応援したい団体の箱に黄色いレシートを入れると「レシートの金額の1%」をその団体に寄付できるというキャンペーンです。

センターも投函箱を設置していただいていますので、ご協力をお願いします。

「ホンデリング」～ 本でひろがる支援の輪

全国被害者支援ネットワークのプロジェクトの一つで、皆様から不要になった本、CD、DVD等を寄贈していただくとその売却代金が犯罪被害者支援活動費に役立てられるというものです。

現在、新型コロナの影響でホンデリングの電話申込みを中止しており、Webのみの受付となっております。

詳細はこちらへ→http://www.hondering.jp/

スマートフォンからのお申込み方法》》》

❶ 5冊以上の古本等を段ボール箱に詰める。（1回3箱まで）

❷ 右のQRコードで専用サイトにアクセスし、必要事項を入力しお申込みください。

※支援先名称や個別コード（とっとり被害者支援センター専用コードN37）は既に設定されています。

❸ 宅配業者がご指定の日時に集荷に伺います。発送費用は不要です（着払い）

※なお、対象にならない物がありますので②の専用サイトでご確認ください。

✣ 詳細はとっとり被害者支援センター事務局までお問い合わせください。

不要本が犯罪被害者支援の一助となる活動です。是非ご協力ください。

被害者支援 本寄付を

「ホンデリング」企業に回収箱設置

北栄で取り組み

「ホンデリング」が新聞に掲載されました

日本海新聞（令和2年12月2日付）に北栄町の人権文化センターほくほくプラザの取組みが紹介されました。

ほくほくプラザでは、町内の企業にホンデリングを呼び掛け、本の回収ボックスの設置に取り組まれています。

この取組みに感謝し、支援の輪が広がることを願っています。

賛助会員、寄付にご協力をお願いします

■ 賛助会員　年会費の振込により登録させていただきます。

◉個 人　1口　2,000円　◉団 体　1口　10,000円

※複数口での加入も可

■ 寄　　付　金額は問いません。

■ お問い合わせ先　事務局までご連絡ください。

振込手数料のかからない指定振込用紙をお送りします。

（事務局TEL：0857-20-0330）

一人でも多くの皆様のあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

とっとり被害者支援センターは税額控除対象法人として認定されており、寄付金は支払った年額の所得控除として「寄付金控除」の適用を受けるか、又は「税額控除」の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。いずれの控除も確定申告の手続きが必要です。

犯罪被害等についてのご相談は　秘密厳守

相談専用電話〈無料〉

■ 月～金 10:00～16:00〈年末年始除く〉

TEL 0120-43-0874

性暴力被害専用電話〈無料〉 クローバーとっとり

■ 月～金 10:00～16:00 ■ 月・水・金 18:00～20:00〈年末年始除く〉

TEL 0120-946-328

全国共通ナビダイヤル〈有料〉TEL. 0570-783-554　■ 毎日 7:30～22:00（12/29～1/3を除く）

＊ ご支援ご協力に感謝いたします ＊

- 県下の警察署から犯罪被害者支援チャリティーバザーによる収益金を寄付していただきました。ありがとうございました。
- ホンデリングで、たくさんの不要本を集めていただき、昨年は7団体と個人から寄付金をいただいております。ありがとうございました。
- スーパーや道の駅などのご協力により設置していただいている約190か所の募金箱の募金回収にうかがいました。たくさんの募金がありました。ありがとうございました。

編集後記

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業計画は余儀なく中止又は縮小し、あるいは感染防止対策をとりながらの戸惑いの1年でした。コロナの収束はいつになるのか見通しがたちませんが、職員一同、引き続き早期収束を願い、想像力をもち工夫しながら支援活動に従事していきたいと思っておりますので本年もどうぞよろしくお願いいたします。

共同募金助成事業